

保連発 0405 第 2 号
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

平成 31 年度以降に実施する積極的支援対象者に対する特定保健指導の
モデル実施について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導については、平成 30 年度以降、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号）において、積極的支援対象者のうち、初回の面接による支援が終了した後、3 月以上の継続的な支援に代えて、3 月以上の適切な支援（以下「モデル実施」という。）を行うことにより、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者については、支援を終了したものとしています。

平成 31 年度以降の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導をモデル実施の方法により行う場合の取扱いについては下記のとおりとしますので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は平成 31 年 4 月 1 日に遡って適用します。これに伴い、平成 29 年 10 月 30 日付け保連発 1030 第 1 号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知「積極的支援対象者に対する特定保健指導のモデル実施について」は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに実施された特定健康診査の結果に基づくモデル実施については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 モデル実施の基本的な考え方

特定保健指導のモデル実施は、積極的支援対象者に対する 3 月以上の継続

的な支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するために、3月以上の継続的な支援に代えて、柔軟な運用による特定保健指導を可能とするものであり、この部分を除く初回面接や実績評価等については通常 of 積極的支援と同じ実施方法とする。

なお、モデル実施の対象者の要件及び具体的な実施方法については、平成 29 年 10 月 30 日付け健発 1030 第 1 号・保発 1030 第 6 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「平成 30 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関により作成された記録の取扱いについて」（以下「実施通知」という。）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3 版）」のとおりとする。

2 モデル実施の報告

保険者は、モデル実施を行うときは、実施通知等で定める要件等を満たすとともに、年度ごとに、次の(1)及び(2)のとおり報告を行うこととする。

- (1) 実施計画書については、別添様式 1 により、モデル実施対象者の見込み数やモデル実施で行う保健指導の概要等について記載した実施計画書を、モデル実施開始前までに厚生労働省へ提出すること。

また、対象とする特定健康診査の実施年度分の実施計画書の提出は、実施年度末までの提出期限とする（平成 31 年度の特定健康診査結果に基づくモデル実施の計画書の最終提出期限は平成 32 年 3 月末日まで）。やむを得ない事情により、期日までに提出できない場合には、厚生労働省に個別に協議すること。提出された実施計画書については、厚生労働省において内容の確認を行うが、記載内容に特段の問題がない場合には提出保険者への個別の連絡は行わない。

なお、すでに平成 31 年度分の実施計画書を提出済みの保険者においては、モデル実施の効果検証への協力の観点から、本通知の別添様式 1 により、実施計画書を追って再提出いただきたい。既に提出した実施計画書が本通知の別添様式 1 の内容を満たす場合にはこの限りでない。

- (2) 実績報告書については、別添様式 2 により、実施年度の翌年度の 11 月 1 日までに厚生労働省に提出すること（平成 31 年度の特定健康診査結果に基づくモデル実施の実績報告書の最終提出期限は平成 32 年 11 月 1 日まで）。

3 実施計画書及び実績報告書の提出方法

実施計画書（別添様式 1）及び実績報告書（別添様式 2）は、メールで提出すること。提出先は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室宛て（tekiseika01@mhlw.go.jp）とすること。

4 モデル実施に当たっての留意事項

- (1) 厚生労働省が行うモデル実施に関する効果検証のために必要な協力をする
こと。
- (2) 実績評価を行う者は、実績評価を行う時点において、モデル実施対象者が
実施通知で定める要件を満たしているか否かについて、責任をもって確認
すること。
- (3) モデル実施終了者の保健指導に要したポイント数等について、社会保険
診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する報告の個
票で分析等を行うことが可能であるが、モデル実施で改善が認められず、追
加で支援を行った場合は、積極的支援で 180 ポイントの支援終了者として
登録される仕組みとなっている。このため、継続的な支援におけるポイント
の在り方等を検討するために必要な分析を行えるよう、別添様式 2 の 2 の
(1)のとおりモデル実施の終了者数等を記載するとともに、可能であれば、受
診者（利用者）情報の整理用番号一覧を作成いただきたい。
- (4) 1 により行われたモデル実施については、特定健康診査・特定保健指導
の国庫補助の対象となる。

以上